

諮問第 1220 号
平成 27 年 2 月 9 日



情報通信審議会
会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問理由

情報通信技術（ICT: Information and Communications Technology）は、我が国の経済社会活動の重要な基盤としての役割を担っており、ICTの普及・発展に伴い、生産性の向上や新事業の創出等をもたらす産業の基盤として、また、国民生活に不可欠な基盤として、その役割はますます増大している。

こうした中、平成 26 年 2 月から 12 月までの間、貴審議会において、2020 年代に向けた世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上の実現に向けた審議が進められ、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（平成 26 年 12 月 18 日情報通信審議会答申）として示されたところである。

同答申は、「経済の活性化・効率化」、「社会的課題の解決」、「便利な社会の実現」、「安心・安全の実現」、「地域の活性化」、「オリンピック・パラリンピック東京大会への対応」といった「2020 年代に向けた ICT の役割」を整理し、ICTの普及・発展に大きく寄与する超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進のうち、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、「FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげ

ることが必要」と指摘した上で、「次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」としている。

- ・ NTT東西の加入光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態
 - ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価
 - ・ NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方
 - ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上
 - ・ 設備投資インセンティブに対する配慮
- 以上を踏まえ、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
- (2) その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

3 答申を希望する時期

平成 27 年夏目途